

公安委員会定例会議の開催状況

第1 日時 令和8年6月10日（水）午後1時30分から午後5時までの間

第2 出席者 松尾委員長（司会）・刈谷委員、前田委員

本部長・警務部長・生活安全部長・刑事部長・交通部長・警備部長・情報通信部長
首席監察官・総務参事官・人身安全対処参事官・組織犯罪対策参事官・警察学校長

第3 議事の概要

1 委員説示

委員から、「警察庁が作成した特殊詐欺対策アプリを紹介するチラシはA I による生成画像を活用しているようであるが、本日はA I の話をさせていただく。A I は、私たちも使わない日がないくらい毎日のように利用している。卒業大学の同窓会で催し物を行う際、案内のフライヤーを作成することになったが、A I を活用するとものの数分で、写真入りの素晴らしいフライヤーが完成した。A I を活用すればチラシ、フライヤーなどは数分で完成させることができ、それくらいA I は進化しているので仕事に使わない手はない。私もA I に対して法律関係の質問をすることがあるが、3 か月前は回答内容が全然だめだったが、今月同じ質問をしてみると素晴らしい回答内容となっていた。それくらいA I は数か月の間にも天と地くらい成長している。今後、A I は犯人側も利用するようになり、警察としても日頃からA I に触れ、対応力を身につけておく必要がある。」旨の説示があった。

2 報告事項

(1) 特殊詐欺の現状について（資料1）

生活安全部及び刑事部から、令和8年1月から4月末における特殊詐欺の被害現状及び抑止対策取組状況について説明があった。

委員から、「私自身、だまされることはないだろうと思っていたが、説明を聞いていると私もだまされてしまうかもしれないと思うようになった。本日時点で特殊詐欺被害が67件、被害額5億円超えということを知り、わかっていても、つい巧

みな話術にだまされてしまうのだろうと感じる。被害が続く中、被害金を追跡して1,300万円を回収したとのことであるが、大したことだと思う。だまされないための対策として警察庁推奨アプリのインストールがあり、これについては推奨する2つのアプリをどちらか1つだけではなく両方ともインストールすれば良いことが理解できた。高齢者を特殊詐欺被害から守るためには、民生委員をはじめ宅食業者など定期的に訪問される方とも協力していると思うが、高齢者が多く通う病院とも連携し、警察官を派遣して待ち時間を利用して注意喚起をしたら良いと思う。金融機関やコンビニエンスストアとも連携し、被害の未然防止が図られているとのことであり、このような取組は是非ともマスコミでも取り上げてもらえるよう積極的な広報をお願いします。」旨の発言があった。

別の委員から、「特殊詐欺被害に遭ったお金は、誰にも迷惑を掛けず老後を生きていくために一生懸命貯めてきたものであり、これを失った被害者の今後のことを考えると、生活できない人がどんどん増えていくと思うので、特殊詐欺被害防止の取組は、ほかはさておき実施しないといけないんじゃないかと感じた。携帯電話対策など特殊詐欺抑止対策については、誰かに止めてもらおう対策でこれも重要であるが、県民は自己責任で色々考えて実践する必要があると思う。実践してもらうためには、マスメディアの力も借りて、金銭を要求されたら詐欺、要求する相手が信頼できる警察官であったとしても詐欺、だからすぐに電話を切ちなさいというようなことを毎日のように流しっぱなしにしたらどうかと思う。5億円を超えるお金がわずかの期間で被害に遭う高知県であり、県民に自己責任で取り組んでいただけるよう積極的に広報してもらいたい。」旨の発言があった。

別の委員から、「特殊詐欺は、色々な機会を通じて被害防止の注意喚起などを行っているにもかかわらず、被害は拡大し手口も巧妙化している。そのようななか、金融機関においても、特殊詐欺被害防止の意識が高まり、様々な取組を行っているので連携を深めていただくようお願いします。また、最近は隣近所の関係が希薄になっており、特に一人暮らしの方には声かけが重要だと思うので、これらを踏まえた対策もお願いします。」旨の発言があった。

- (2) 将来を見据えた警察組織の構造改革及び優秀な警察官の確保に向けた取組について（資料2）

警務部から、将来を見据えた警察組織の構造改革及び優秀な警察官の確保に向けた取組について説明があった。

委員から、「県本部の当直体制を縮小し、繁忙警察署への人員派遣により、宿直勤務を支援するとのことであるが、これまで県本部の当直として配置していた人員は必要があったのか。」旨の質問があり、警察本部から、「県本部における当直勤務では、署がやってる捜査支援、広報関係の確認などの業務を行っているが、業務に対して当直人員が多く、さらに本部代表電話に音声ガイダンスを導入することもあり、当直体制を縮小することにした。」旨の説明があった。同委員から、「音声ガイダンスで緊急性のあるものは110番を案内するということで、県民との間で大きな齟齬が生じる話ではないと感じた。高知県警にとって、今回の改革が本当に良かったと思えるものにしてほしい。」旨の発言があった。

別の委員から、「夜間、休日など受付時間外、＃9110に電話をした場合、緊急の事件、事故の場合は110番を案内されとのことであるが、＃9110の良いところは、近所に住む女性の顔に痣がある、赤ちゃんの泣き声が収まらないというような日常の中にある110番をするには少しハードルが高いと感じる犯罪の兆しを発見したときに通報しやすいところにある。受付時間外に＃9110に電話をして110番を案内されたら＃9110の良いところが活かされないんじゃないかと思う。＃9110は認知され始め、周りでも110番はできないが、＃9110なら電話をすることができるというようなことを聞く。受付時間外の対応を杓子定規に決定するのはちょっと心配である。」旨の発言があり、警察本部から、「＃9110については利用内容について分析した上で、支障の有無を踏まえて慎重に進めてまいりたい。また、児童虐待などを対象として24時間通報可能な匿名通報ダイヤルというものもあるが、周知不足というところもあるので、その点も含めしっかり検討してまいりたい。」旨の説明があった。同委員から、「警察には休日があつてないようなものだというマインドがあるが、これは本当に深刻な問題と考えていて、この思考を我々世代ががらっと変えないと、これから先、警察官を目指す人がいなくなるという覚悟をしておかなければならない。現代の人は仕事について、生きるための手段であつて仕事自体に思い入れがある人は少なくなってきており、仕事とプライベートをしっかりと分けたいという人がほとんどの中で、当直の後も仕事が残っているとすれば、そのような仕事は選ばれなくなる。警察の仕事について、当たり前の職業の一つであるということ

認知させるためにはこの改革は絶対に必要だと思う。改革を行うに当たり、今と違ったことをするので現場から反発は当然起こると思うが、今断行しなければ警察組織が崩壊する、破綻するということで、皆が一緒の感覚を持って改革を進めていただきたい。」旨の発言があった。

別の委員から、「不測の事態に備えて置いている人員を、現実的に人員不足のところに回そうという発想はそのとおりだと思う。＃9110の話は受付時間外のアナウンスについて、DV・ストーカー等の相談は最寄りの警察署へとされているが、受付時間外におけるDV・ストーカーの相談は緊急性が高いと思われるので110番の方が良いのではないかと思う。」旨の発言があり、警察本部から、「＃9110の受付時間外のアナウンスの内容については、全国斉一的な内容となるよう指導が入っている。」旨の説明があった。

(3) 警察学校の生活ルールの見直しについて（資料3）

警察学校から、警察学校の生活ルールの見直しについて説明があった。

委員から、「皆様方も警察学校を卒業しているが、卒業した方に聞くと皆口を揃えて、同期生について良い仲間やったと言っている。お互い助け合い、警察学校生活を送ったということで、良い記憶として残っているようである。一昔前は、厳しい学校生活でも同期生で励まし合い乗り越え、それが良い記憶として残っているかもしれないが、今の若い人たちは、厳しいだけの体育会系の乗りでは理解が得られず、私たちも時代が変わっているということを認識しないといけない。今の時代に合わせて、学校生活が楽しかったと思える学生を増やさないといけない。厳しい学校生活でも乗り越えれば将来的に学校生活楽しかったねと思えるかもしれないが、それではだめで、今の学校生活が楽しかったねと思えるようにしなければならない。入校生に聞いたところそのほとんどが採用前に、警察学校における生活についてSNSで検索していたとの事実を受け、警察学校のイメージアップに繋がる情報をSNSなどを利用して発信するとのことであるが、学生自ら楽しい警察学校生活を発信すればより現実がわかりやすいと思う。」旨の発言があり、警察本部から、「SNSへの情報発信については今後掘り下げて考える必要がある。学生によるSNSの発信は情報セキュリティ等の面から内容を吟味する必要がある、慎重であった側面がある。しかしながら、学生の生の声は採用に直結する貴重な情報源であると理解

しているので、その取扱いについて組織的に検討してまいりたい。」旨の説明があった。同委員から、「生活ルールの見直しは性悪説から性善説に変わるということであるが、性悪説から性善説に変えるときは非常に勇気がいる。私たちは、何か悪いことが起きそうなので心配する。全部が悪い方向にしか見えない。ところが、いざルールの見直しなどに取り組んでみると案ずるより産むが易しということがほとんどであり、この取組を進めるにあたり県警は英断されたと思う。また、年次休暇の話は、以前幸福度調査を行った際自治体の回答を見ると、一番幸福度が高いのは給与よりも休暇の充実であった。警察学校でも学生が9連休を取得することができるようにする取組を行うとのことであるが、モチベーションを上げるきっかけにもなるので、非常に良いことだと思う。4人部屋の解消の話については、学生から2人部屋だと関係が悪くなったときに耐えられないので3人部屋の方が良いとの意見があり、3人部屋を採用したとのことで、フィールドワークで気づくことができたのは素晴らしいことだと思う。今後も学生の声も聞きつつ、より良い環境を作っていただきたい。」旨の発言があった。

別の委員から、「古くに定められた学生の心得がいまだ変わらず存在しているようである。警察組織の中で絶対に変えられないものもあるが、警察学校における生活ルールなど見直すことが可能なものについては撤廃するなど、どんどん見直しを図っていただきたい。学校における生活ルールについては、見直しをするにあたって、若い人たちは明確な理由がないと納得しないので、納得のいく説明を行ってほしい。警察学校は、警察官を育成する機関であり、一般企業よりもさらに厳しいルールはあると思う。なぜこのルールが必要なのか、ルールには1個1個必ず理由があるはずなので、その理由についてしっかりと説明を行ってほしい。また、学校の生活では、寮内に乾燥機が不足しているということを聞き、公安委員として声を上げさせていただき、増設された。乾燥機が不足していることで、乾燥機の争奪戦となりストレスを抱えていたとのことである。私としては学生にそのようなストレスは不要で、争奪戦に注ぐ労力を学校生活で本当に行わないといけない教養などに全部注ぎ込めという思いで、声を上げさせていただいた。学生が長期休暇を取得することができるという取組も大事なことである。学生にとって良い取組は積極的に行っていただき、入校した者は辞めずに定着する、新しい人もどんどん入ってきてくれるような警察学校になってもらいたいと思う。」旨の発言があり、警察本部

から、「学生に対する納得感のあるルール説明については、学校内だけの問題でなく、組織内全体に必要な視点ではないかと考えている。物品管理についても、とりあえず押印だけしておくみたいな管理簿も存在している。何のための押印かを考えたとき、その管理簿は意味のないものかもしれない。そういうものを浮き彫りにさせるためにも、組織内で納得感のある説明が必要な時代になってきていることを各上司が認識しないと、今後組織として維持できないのではないかと危惧しているので、その視点はしっかり持って対応してまいりたい。」旨の説明があった。

別の委員から、「性悪説から性善説に立ちつつ、何か起こったときにはペナルティを掛けるということは重要だと思うので、この方向性で不断の見直しをお願いする。」旨の発言があった。

(4) パトカーによる追跡中の事故について

交通部から、パトカー追跡中の事故について説明があった。

委員から、「課題の一つとして単独での追跡行為があったということである。複数乗務が指示されていたにもかかわらず、指示が守られておらず、基本に立ち返るという意味では、この事故が良い教訓になったのではないかと考える。以前、交差点右折時にパトカーによる大きな事故が発生し、その際基本に立ち返る必要があると話をさせていただいたが、その反省が生かされていない。基本に忠実に立ち返らないことには同じことが繰り返し起きてしまうことになるので、是非とも基本に立ち返って安全運転に努めていただきたい。」旨の発言があった。同委員から、「不祥事が続いているので、正しい職務執行をしていても県民から色々と声も上がり現場の警察官が萎縮してしまう可能性も認められるので、不祥事の絶無をお願いする。」旨の発言があった。

別の委員から、「その場でなければ証拠もなくなり検挙できなくなる、逃走車がほかの犯罪も犯しているのではないかという思いから単独での追跡行為に及んだという気持ちもわかるが、事故が続いたということもあり、しっかりと原因を分析していただき、次の発生がないようにしていただきたい。」旨の発言があった。

別の委員から、「今回報告された件のほかにも、逃走車両の自損事故が多く発生していると認識している。一般の車両、通行人が逃走車両の事故に巻き込まれることは絶対に避けなければならないので、事故を起こさせないための対応をお願いします

る。」旨の発言があった。

各委員からの発言を受け、警察本部から、「今回の当直時間中における交通取締り中の交通事故、不審車両追跡中の交通事故の共通の問題点としては2点考えられる。1点目は、単独乗車中の緊急走行である。単独乗車で緊急走行する際は逃走車両の見極めをするだけでなく、周囲の通行人、一般車両に注意を払い、赤色灯の点灯、サイレンの吹鳴など緊急自動車の要件を満たす中で走行する必要がある。さらに、組織対応するために警察無線で通話する必要もあり、単独乗車中の緊急走行は非常に危険ということである。2点目は、当直勤務中のマンパワー不足であり、通常は複数の警察官で警察車両に乗車するところ、ほかの事案と重なれば、単独乗車しなければならない状況が出てくるといった問題点が認められる。それぞれの事案を検証してみると、まず交通取締り中の事故については、単独で取締り中ということであり、組織的な当直管理に問題があったのではないかということである。他県における不適正な取締り事案を受け、4月に開催された緊急の交通課長会議において本部長から、交通違反取締りを巡る組織風土と意識改革の徹底などが指示されたばかりであったが、この指示内容が共有されておらず、取締り活動や体制についての組織的な検討もされず、取締りに従事する警察官任せになっていたということである。いまだ本部長の指示内容が取締りに対する意識改革や行動変容に繋がっていなかったのではないかということが考えられる。不審車両追跡中の事故については、不審車両を発見して追跡開始したことに問題は認められないと判断するが、追跡打ち切りの検討も必要だったのではないかということが考えられる。再発防止策として、交通部幹部が各署長に対し、複数人での現認取締りを原則とするなどの交通取締りの基本の徹底を依頼したほか、6月中に交通部が各署に対して行う巡回指導においても同様の指導を行う。単独の取締りについては、交通部からの指示により改善が図られるものと思われるが、単独乗車の緊急走行については、当直の体制等からしても今後も想定される。これについては、本部などから無線により深追いしないことを早目に指示する、また応援車両を向かわせるなどして単独乗車で緊急走行する時間が可能な限り少なくなるよう努めてまいる。」旨の説明があった。

第4 個別決裁

1 運転免許の取消処分に伴う欠格期間の消失について

交通部から、運転免許の取消処分に伴う欠格期間の消失について説明があり、原案のとおり決定した。

2 公安委員会に対する苦情に係る調査結果及び申出者に対する回答について

公安委員会事務室から、公安委員会に対する苦情に係る調査結果及び申出者に対する回答について説明があり、調査結果について了承の上、回答内容について原案のとおり決定した。

3 公安委員会への審査請求の受理及び審査請求に係る審査官の指名について

公安委員会事務室から、運転免許証有効期間更新区分の区分変更に対する公安委員会への審査請求の受理及び審査請求に係る審査官の指名について説明があり、原案のとおり決定した。

4 公安委員会定例会の議事録について

公安委員会事務室から、令和8年5月27日に開催した公安委員会定例会「議事録」について報告があり、了承した。

第5 個別報告

1 全国警察本部長会議の開催結果について

警察本部長から、令和8年6月1日に都内で開催された全国警察本部長会議における警察庁長官訓示の要旨等について報告があった。

第6 意見の聴取及び聴聞

運転免許センターから、運転免許の行政処分に係る意見の聴取等の結果について報告があり、審議の結果、14件（飲酒6件、事故1件、その他7件）の行政処分を決定した。